

生活支援ヘルパー応援加算 のQ&A vol.1

「生活支援ヘルパー応援加算」がスタートしてから1年が経ちました。この間、事業所の皆様からさまざまなご質問をいただいております。そこで、加算についての Q&A や基本情報について何回かに分けてご紹介していきます。

生活支援ヘルパー応援加算とは

「生活支援ヘルパーを積極的に雇用している」「育成に力を入れている」「働きやすい環境づくりを工夫している」といった、サービス提供事業所の取組を評価・支援する加算です。

- ・ 加算を取得できる事業所 ⇨ 訪問型サービス A を実施している事業所
- ・ 加算の対象となる利用者 ⇨ 当該事業所において訪問型サービス A を提供している全利用者

算定要件の概要

項目	内容
1 雇用創出	就職相談会への出展、求人、採用選考の実施など
2 人材育成	人材育成方針の作成など
3 人材の定着化	休暇を取得しやすい就業規則の規定、トラブル対応の体制づくりなど
4 新人の育成	新人への同行、研修を実施する体制づくりなど
5 キャリアアップ支援	資格取得に関する相談体制づくり、費用補助制度の周知など
6 資格取得	資格取得のための費用補助の実施など

今回は算定要件「1 雇用創出」についての説明と Q&A を紹介していきます。

「1 雇用創出」の算定要件

	雇用創出(40単位)
(1)	市主催の「生活支援ヘルパー研修」又は「介護のしごと入門研修」での合同面接会(マッチング)に参加している
(2)	募集告知を行った上で、採用選考を実施している
(3)	ハローワークに生活支援ヘルパーの求人票を出している

(1)～(3)のいずれか1つでも実施していれば **40単位**を取得できます。(上限40単位)
実施対象期間は当該年度の4月～3月の間です。(年度途中から算定開始の場合は、算定開始月から)
当該年度が終了した後、翌年度の5月末までに実績の報告が必要です。

よくある質問 ~Q&A~

Q1 (1)の算定要件である「合同面接会」の令和6年度の開催はいつですか。参加するにはどのようにしたらよいですか。



A1 令和6年度の「合同面接会（就職相談会）」は ①10月26日（土） ②11月18日（月） ③1月18日（土） の合計3回の予定です。介護保険課からFAXで事業所へ申込案内がありますので、ぜひお申込みください。

Q2 (2)の算定要件である「採用選考」を実施しましたが、生活支援ヘルパーの採用には至りませんでした。この場合、算定要件を満たすことができないのでしょうか。



A2 「採用の有無」は算定要件に含まれません。ただ、採用選考を行ったことがわかる物（募集広告及び選考実施に関する記録・書類など）は保管しておいてください。

Q3 (3)の算定要件である「ハローワークでの求人」ですが、令和5年12月に行いました。令和6年度の算定要件として認められますか。算定要件を満たすためには、令和6年度中ずっと募集を出し続けなければならないのでしょうか。



A3 算定要件を満たすための実施対象期間は、当該年度の4月～3月の間です。そのため、令和5年12月の実績では認められません。算定要件を満たすためには、令和7年3月までに求人を出しておく必要があります。
なお、求人は当該年度の4月～3月の間に出していればよく、1年中募集する必要はありません。（もちろん、1年中募集していても良いです）
求人を行っていた根拠として、求人票のコピーは保管しておいてください。

Q4 (3)を算定するため、ハローワークでの求人を令和6年10月～12月の3か月間行う予定です。加算で取得できる40単位は、求人を出している3か月間が算定対象期間となるのでしょうか。



A4 令和6年度の実施対象期間は令和6年4月～令和7年3月までとなるので、40単位の加算は令和6年4月～令和7年3月まで算定することができます。

ただし、令和7年度に(3)を実施する予定がない場合は、令和7年3月15日までに加算の変更届を提出する必要があり、令和7年4月以降は(3)で40単位を算定することはできません。

Q5 月途中から訪問型サービスAを開始した利用者は、いつから算定することができますか。



A5 日割りの算定コードを使い、当該月の起算日※から算定してください。
(月途中でサービスを終了した場合も、日割りの算定コードを使用すること)

※本ケースの起算日は…

- ・利用者と共に新規に契約開始した場合 ⇒ 契約日
- ・月と途中に区分変更を行い要介護→要支援になった場合 ⇒ 契約日

その他の日割りの起算日については、以下の国の通知を参照してください。

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について
(確定版) (令和6年5月10日 事務連絡・I 介護報酬改定関係資料 資料9「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」



次回以降も、算定要件の説明とQ&Aをご紹介します予定です。

すでに加算を取っている事業所の皆様には、「この算定要件も満たせるかも」と参考にしていただければと思います。また、現在加算を取っていない事業所の皆様には、加算の内容を知っていただき興味を持っていただければ幸いです。

本加算取得についてのお悩み、ご相談があればいつでもご連絡ください。



【本加算の要件及び算定について】
介護保険課 総務・給付担当
TEL:042-620-7416
FAX:042-620-7418

令和6年10月発行